

県土政第 348-4 号
令和 7 年 9 月 29 日

関係各機関の長 様
関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部県土整備政策課長
埼玉県県土整備部建設管理課長

I C T 活用工事実施要領、積算要領の改定について（参考送付）

I C T 活用工事実施要領、積算要領を改定したので業務の参考に活用ください。

（主な改定内容）

- ・「土工 1 0 0 0 m³未満」を「土工」に集約（「小規模土工」は「土工 1 0 0 0 m³未満」扱い）
- ・砂防土工の積算要領を追加
- ・地盤改良工の対象工種にサンドコンパクションパイル工を追加
- ・国土交通省の実施要領等改定に伴う文言等修正
- ・埼玉県 G I S（地理情報システム）において、工事の対象範囲の 3 次元点群データが公表されている場合、積極的に活用を検討する旨を記載

（適用年月日）

令和 7 年 10 月 1 日以降に起工する工事に適用する。

ただし、それ以前に起工した工事であっても、受発注者間の協議により適用することができる。

【 I C T 活用工事全般に関すること】

埼玉県県土整備部県土整備政策課

建設 D X 推進担当

電話 048-830-5199

E-mail a5250-09@pref.saitama.lg.jp

【 積算要領に関するここと】

埼玉県県土整備部建設管理課

土木積算担当

電話 048-830-5196

E-mail a5190-04@pref.saitama.lg.jp